

医業経営情報

NO. 82 退職金の支払原資の準備(積立)方法

退職金制度を設けている病医院が増えてきており、特に職員数が多い病院や大規模クリニックでは退職金制度を設けているところが多いようです。

しかし、就業規則や退職金規程などを作成して退職金制度を設けているにもかかわらず、退職金の支払原資の準備(積立)をしていない病医院もかなり多く見受けられます。

退職金の支払原資

退職金は普通は職員が退職した時に現預金で支払われます。ですから退職金の支払原資はその時の現預金残高となります。

しかし、これでは職員が退職する度に現預金が減ることになりますので、退職金を支給する月の資金繰りが悪化したり、資金不足から退職金を支払えないケースが出てきます。

また、退職金は支給した時に経費になります。経費になるので黒字の病医院は税金が減るので助かりますが、経営状態が厳しい病医院では退職金を支給すると赤字決算になる場合があります、赤字決算にすると銀行融資が受けづらくなるのでなんとか黒字にして欲しいと頼まれることがあります。

ところが、退職金の支払原資を計画的に準備すれば、職員退職時の資金繰り悪化を防ぎ、かつ、退職金の経費計上のタイミングを毎月や毎年にも前倒しすることで、経費の平準化も図れます。

退職金の支払原資のイメージ

【職員退職時に退職金を支払う場合】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	合計
退職金として支払う金額	0万円	0万円	0万円	0万円	500万円	500万円
経費に計上される金額	0万円	0万円	0万円	0万円	500万円	500万円

平成25年に退職金全額を支払う必要があるため、
資金繰りが悪化するし、平成25年が赤字になる可能性がある。

【退職金の支払原資を計画的に準備する場合】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	合計
退職金として積み立てる金額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	500万円
経費に計上される金額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	500万円

毎年に分けて退職金を準備するので資金繰りに与える影響が少ないし、
経費が平準化されるので、赤字になりにくい。

退職金の支払原資を計画的に準備する方法は大きく2つに分けることができます。

1つは公的制度を利用した退職金の社外積立で、もう1つは民間の生命保険を活用した社外積立です。

公的制度を利用した退職金の社外積立

退職金の社外積立の公的制度の代表的なものに中小企業退職金共済（略して中退共^{ちゅうたいきょう}）があります。

中退共は昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための退職金制度で、現在は独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営しています。

つまり、国家による退職金の社外積立制度ですので、民間保険会社に比べると破綻する可能性が限りなく低いので安心ですし、毎月積み立てる掛金が全額損金になります。（損金とは税務上認められる経費のことを言います。）

さらに新規に中退共に参加する場合には国から掛金の一部を助成してもらえます。

中退共は2年（23ヶ月）以内に退職した場合を除き、必ず払込済み掛金の100%以上の退職金が支給されます。

現在の運用利回りで計算すると毎月5,000円の掛金を5年（60ヶ月）支払い続けた場合の退職金は304,100円になり、4,100円の運用益となります。（運用利回りは法律で定められているので国会で法律が改正されない限り運用利回りは変わりません。）

民間の生命保険を活用した場合、払込済み保険料に対して100%以上が支払われる保険はほとんどないことを考えると退職金の社外積立として非常に効率がいいです。

中退共に参加できるのは中小企業に限られており、病医院の場合は職員数が100人以下か、資本金が5,000万円以下であれば加入できます。

ですから職員数が300人でも資本金が5,000万円以下であれば加入できます。

このように中退共は退職金の社外積立先として非常に適しているのですが、当事務所でも退職金の支払原資としてお勧めしていますが、いくつかデメリットもあります。

最も大きいデメリットは退職金が職員に直接支払われるという点です。

退職理由が懲戒解雇であっても職員に退職金が支払われます。

また、病医院の資金繰りがどんなに悪化しても払込済み掛金は返金されません。

民間の生命保険を活用した場合は、解約返戻金は必ず病医院に戻りますし、職員退職以外の事由で解約することも可能なので、使い勝手という点で中退共は民間の生命保険に負けています。

これを理由に中退共への加入を断念する病医院は少なくありません。

中退共の掛金上限が最高で月額3万円と制限されているのもデメリットの1つです。

毎月3万円の掛金では20年間支払い続けても現在の運用利回りでは7,999,800円にしかならず、月給50万円以上といった高給の職員に対する退職金としては決して多い金額とは言えません。

さらに中退共は個人開業している医師やその家族、及び医療法人の役員（使用人兼務役員を除く）は加入できないというデメリットもあります。

なお、退職金の社外積立の公的制度には中退共以外に確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度がありますが、病医院でこれらに加入している所はごく少数なので、説明を省略致します。

民間の生命保険を活用した社外積立

民間には中退共のような退職金の社外積立制度はありません。

ですから、目的は退職金の積立であっても、名目は死亡や高度障害に対する保険や、がんに対する保険に入ります。

死亡や高度障害に対する保険には逡増定期保険とか長期平準定期保険などがあり、がんに対する保険はがん保険があります。

民間の生命保険を活用する場合の最も大きなメリットは使い勝手が良いということです。

前述したように民間の生命保険は目的が退職金の積立であっても名目は死亡やがんに対する保障として加入します。

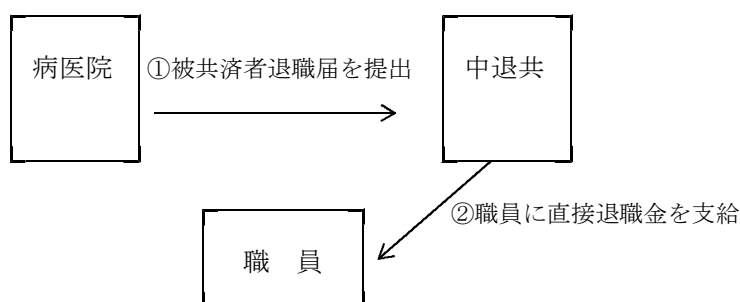
ですから、中退共のように職員が退職したからといって保険会社から退職金が直接職員に支給されることはありません。

民間の生命保険を活用するときは、通常、退職金の支給に合わせて保険を解約し、その解約返戻金を退職金の支払原資に充てます。

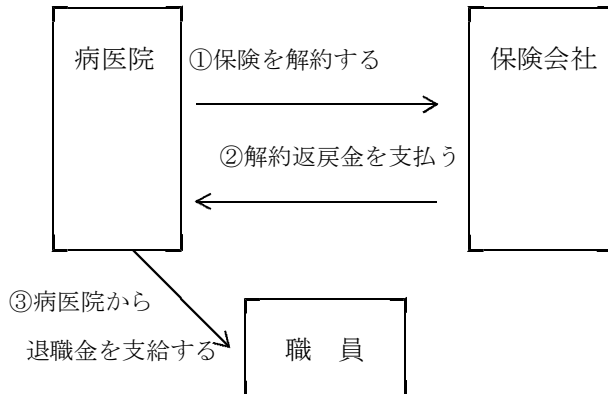
下図は中退共との違いを表したものです。

職員が退職した時の取り扱い

【中退共の場合】



【民間の生命保険の場合】



民間の生命保険を活用した場合は、あくまで職員退職時に保険を解約しただけのことであり、解約返戻金の用途はなんら制限されていません。

したがって、解約返戻金を医療機器の購入に充てたり、運転資金に回しても全く問題ありません。

また、病医院の資金繰りがどうしても不足する時は、職員が退職していなくても保険を解約して解約返戻金をもらうことも可能です。

ただし、大きなデメリットがあります。

それは解約返戻率がほぼ確実に100%以下になるという点です。

中退共は24ヶ月以上掛金を支払い続ければ払込済み掛金に対して100%以上の退職金が支給されますが、民間の生命保険は保険会社や保険の種類により異なりますが、大体70%~90%しか戻りません。どうしても30%~10%は掛け捨てになってしまいます。

保険会社のセールスマンの中には「実質返戻率は100%を超える」と誇大説明をしている人が多いですが、彼らの言う実質返戻率とは節税金額を都合良く考慮した場合の返戻率のことです。

しかし、1ページの退職金の支払原資のイメージを見て頂ければわかるように、職員退職時に退職金を支払う場合も、退職金の支払原資を計画的に準備する場合も、経費に計上される合計額は変わりません。

退職金の支払原資を計画的に準備する場合の方が早めに経費になるだけの話であり、加入から解約までをトータルした税金は通常は変わりません。

したがって、保険会社の言う実質返戻率というのは意味のない率なのでご注意ください。

もし、生命保険を売り込みにきたセールスマンが実質返戻率は100%超なので得をすると節税効果だけをしつこく説明するのであれば、そのセールスマンは信用しないことです。

逆にこの生命保険の解約返戻率は多くても90%位だが、課税の繰延効果があるし、万が一の資金不足の時に備えられる等と説明してくるセールスマンであれば信用できると言えます。

ところで、民間の生命保険を活用する場合にはもう1つ気をつけなければならないことがあります。

それは退職金の支給義務はあくまで病医院にあるということです。

中退共などの公的制度を利用する場合には、病医院は毎月の掛金を支払い続けさえすれば退職金の支給義務を負いません。中退共などの機関が責任を持って職員に退職金を支払ってくれるからです。

ところが、民間の生命保険を活用する時は、退職金の支給義務はあくまで病医院にありますので、万が一退職金を積み立てていた保険会社が破綻しても、職員に対する退職金支給義務は免れません。

ですから、民間の生命保険を活用する時は、保険会社の安全性をよく確認する必要があります。

お勧めの民間の生命保険

民間の生命保険にはたくさんの種類がありますが、ほとんどの生命保険が支払った保険料の全額を損金にすることができません。

掛け捨ての定期保険は支払った保険料の全額を損金にできますが、掛け捨てなので解約返戻金は一切なく、退職金の社外積立として利用できません。

しかし、1つだけ支払った保険料の全額を損金に出来て、解約返戻金もある商品があります。

それは終身タイプのがん保険です。

しかも平成21年から一部の外資系生命保険会社で発売され始めた終身タイプのがん保険は解約返戻率が90%を超えるものがあり、加入年齢により異なりますが、加入後13年目以降は100%以上の返戻率になるケースさえあります。

これから退職金の支払原資に民間の生命保険の活用を検討される病医院にはお勧めの商品です。

平成21年7月8日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹